

## 利用上の注意

- 1 本概況は、事業所調査のうち常用労働者 100 人以上の事業所及び総合工事業調査について年間分の調査結果を取りまとめたものである。
- 2 産業分類は、原則として平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類による。  
ただし、総合工事業調査については、労働者災害補償保険の保険関係が成立している工事現場における労働災害の発生状況であり、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて、小分類又は細分類に分類している。  
また、事業所調査については、日本標準産業分類とは異なる独自の産業分類番号及び表記による場合は、各統計表の注に記載した。
- 3 統計表の符号の用法は次のとおりである。  
「 0 」 労働災害による死傷者数がないもの。  
「 0.00 」 小数点以下第 3 位において四捨五入しても小数点第 2 位に満たないもの。  
「 - 」 該当事業所がないもの。  
「 x 」 調査客体数が少ないため掲載しないもの。  
「 ・ 」 項目があり得ないもの。  
「 … 」 計数不明のもの。
- 4 平成 20 年調査から国営の事業所は調査対象外とした。
- 5 平成 20 年調査から「医療, 福祉」（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）を調査対象とした。
- 6 平成 20 年調査から「鉱業, 採石業, 砂利採取業」のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象外とした。
- 7 平成 20 年調査から「複合サービス事業」（郵便局に限る。）は調査対象外とした。
- 8 平成 23 年調査から「農業, 林業」のうち農業を調査対象とした。
- 9 東日本大震災への対応について
  - (1) 事業所調査  
東日本大震災における津波による浸水地域及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域（平成 23 年 7 月現在に指定されている）等を含む市区町村を調査対象から除外して調査を行った。
  - (2) 総合工事業調査  
上半期調査については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域（平成 25 年 3 月現在に指定されている）等を管轄する労働基準監督署（以下「監督署」という。）の管轄地域であって、東日本大震災以前に労災保険の保険関係成立届が提出されたものについては除外して調査を行った。  
下半期調査については、上半期で工期が終了した工事現場を調査対象から除外し、他の工事現場を代替抽出した。その際、東京電力福島第一原子力発電所の警戒区域（平成 25 年 9 月現在に指定されている）等を管轄する監督署の管轄地域であって、東日本大震災以前に労災保険の保険関係成立届が提出されたものについては抽出の対象外とした。